

新生「会社法」の 気になる用語Q & A (1)

制度調査部
横山 淳

【要約】

2005年6月29日、新生「会社法」が国会で成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。本シリーズでは、新生「会社法」で使われている用語について簡単な解説をする。

本稿では、「公開会社」、「親会社・子会社」、「大会社」、「種類株式発行会社」を紹介する。

【目次】

Q 1 : 「公開会社」とは上場会社のことか？

Q 2 : 新生「会社法」の下では、「親会社・子会社」は証取法と同様の実質支配力基準で判定されるのか？

Q 3 : 「大会社」の範囲は、現行商法・商法特例法と新生「会社法」とで違いはあるのか？

Q 4 : 「種類株式発行会社」とは何か？

はじめに

2005年6月29日、参議院本会議で商法等を大幅に改正する「会社法」が可決・成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。そのため、制度調査部にも多くの質問が寄せられている。

そこで本シリーズでは、制度調査部に寄せられた質問などを基に、新生「会社法」で使われている「気になる用語」について、Q & A形式で簡単な解説を行う。

本稿では、「公開会社」、「親会社・子会社」、「大会社」、「種類株式発行会社」を取り上げる。

Q 1 : 「公開会社」とは上場会社のことか？

A 1 違う。新生「会社法」では、譲渡制限のない株式を発行している会社を意味する。つまり、いわゆる「株式譲渡制限会社」の反対語ということになる。

新生「会社法」では、「公開会社」を次のように定義している（会社法 2 五）。

その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社を言う。

これは、要するに、譲渡制限のない株式を発行している会社を意味している。その意味では、いわゆる「株式譲渡制限会社」の反対語ということになる。実際、新生「会社法」では、「株式譲渡制限会社」を意味する箇所では「公開会社でない株式会社」などの表現が用いられている（会社法 109 など）

ところで、新生「会社法」では、種類株式を発行する場合、種類ごとに譲渡制限の有無を定款で定めることができるようになる（会社法 108 四など）。例えば、普通株式には譲渡制限はないが、優先株には譲渡制限がある、といったことも可能となる。この場合、この会社は「公開会社」に当たるのだろうか？

前記の定義では、「その発行する全部又は一部の株式」について譲渡制限がないものを「公開会社」と呼ぶことと定めている。その意味では、一種類でも譲渡制限のない株式が発行されていれば、「公開会社」に該当すると考えられるだろう。

Q 2 : 新生「会社法」の下では、「親会社・子会社」は証取法と同様の実質支配力基準で判定されるのか？

A 2 : 「会社法」の細目を定める法務省令が明らかになるまでは分からない。
本来の立法意図は別のところにあるとも思われるが、実質支配力基準で判定される可能性も否定はできない。

新生「会社法」では、「親会社」「子会社」を次のように定義している（会社法 2 三、四）。

子会社: 会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

親会社: 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

下線部の「経営を支配している法人」という表現が、会社法上も証取法と同様の実質支配力基準に基づいた「親会社・子会社」の判定を行うことにはなるのではないかと、という憶測を呼んでいる。

この点に関しては、最終的には、「会社法」の細目を定める法務省令が明らかになるまでは分からない。ただ、本来の立法意図は、別のところにあったものと思われる。なぜならば、会社法の骨格を定めた「会社法制の現代化に関する要綱案」では、「子会社」に関する規定について次のような観点で見直しを行うこととしていたからである。

会社法中の「子会社」……中略……には、**株式会社、有限会社のみならず**、親会社から一定の支配権が及ぶとみられる**外国会社を含む法人等を含めるものとする**。

つまり、外国会社などを念頭に、株式会社や有限会社に該当しない法人であっても、子会社に関する規制（例えば、親会社株式の取得禁止、社外取締役の要件など）を適用することに主眼が置かれていたのである。

それでは、「会社法上も実質支配力基準により子会社が判定される」ことはないかということも必ずしもそうとは言い切れない。

現行商法（厳密には商法特例法）でも、「連結計算書類」の連結の範囲については、証取法と同様の実質支配力基準が適用されている。その点は、新生「会社法」と同様であるが、その規定の仕方が次のように異なっている。

（現行）商法特例法 19 の 2	（新生）会社法
……当該大会社の決算期における当該大会社並びに <u>その子会社及び連結子会社</u> から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの（以下「連結計算書類」という）……	……各事業年度に係る連結計算書類（当該会計監査人設置会社及び <u>その子会社</u> から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）……

上記のように、現行の商法特例法では、「子会社」（商法上の子会社、議決権の過半数支配で判断）と「連結子会社」（証取法上の子会社（商法上の子会社に該当するものを除く）、実質支配力基準で判断）という用語を慎重に使い分けて、連結の範囲を規定している。

それに対して、新生「会社法」では、単に「子会社」という用語だけで連結の範囲を規定しようとしている。その意味では、新生「会社法」の下では、「実質支配力基準により子会社が判定される」という憶測も、全く根拠のないものとは言えない。

いずれにしても、最終的には、細目を定める法務省令が明らかになるのを待たなければならない。

Q 3 : 「大会社」の範囲は、現行商法・商法特例法と新生「会社法」とで違いはあるのか??

A 3 : 基本的には同じである。

「大会社」の範囲は、現行商法（厳密には商法特例法）も新生「会社法」も基本的には同じである。具体的には、次の条件を充たす株式会社である（商法特例法 1 の 2 、会社法 2 六）。

資本金 5 億円以上 又は、
負債総額 200 億円以上

ただし、「大会社」に適用される規定の内容については、現行の商法特例法と異なる点もある。例えば、現行の商法特例法の下では、大会社は監査役会を設置するか、委員会等設置会社となる必要がある。

それに対して、新生「会社法」の下では、大会社であっても公開会社に該当しないもの（実際には稀だと考えられる）であれば、取締役一人、監査役一人という機関設計を選択することも許される（会社法 326～328）。ただし、この場合でも会計監査人の設置は義務付けられている（会社法 328）。

Q 4 : 「種類株式発行会社」とは何か？

A 4 : 内容の異なる複数の種類の株式を発行している株式会社のことである。

新生「会社法」では「種類株式発行会社」を次のように定義している（会社法 2 十三）。

剰余金の配当その他の第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行する株式会社をいう¹。

ここでいう「第 108 条第 1 項各号に掲げる事項」とは、次のものである。

剰余金の配当

残余財産の分配

株主総会で議決権を行使できる事項

譲渡制限

（株主の）取得請求権

（会社による）取得条項

（会社による）全部取得条項（ ）

株主総会の決議事項のうち、種類株主総会の決議も必要とされる事項

種類株主総会における取締役・監査役を選任

（ ）株主総会の特別決議があれば、その種類株式を会社が全部取得できるという条項のこと。

つまり、いわゆる普通株式の他に配当優先株式や無議決権株式などを発行している会社は「種類株式発行会社」に該当することとなる。また、例えば、種類株式を使ったポイズン・ピル²な

¹ なお、「2 以上の種類の株式を発行する」というのは、実際に株式が発行されている必要があるのか、定款で発行する旨を定めていれば実際には発行されていなくても当てはまるのか、については現時点では明らかではない。

² 取得条項付種類株式を流通させ、敵対的買収者が出現したときに、その取得条項を発動して会社が強制的に取得し、代わりに議決権制限株式を与えるような買収防衛策のこと。

どとの関係で、いわゆる普通株式は存在せず、議決権の内容、取得条項の有無などで内容が異なる複数の種類株式が発行されているような会社も該当することとなる。

「種類株式発行会社」については、例えば、次の事項について、一般の株式会社とは異なる規定が設けられている。

定款記載事項（会社法 28）	
設立時の役員等の選任・解任（40、43）	
取得条項の追加（111）	
自己株式取得（158 など）	
全部取得条項付種類株式の取得手続（171 など）	
株式併合（180）	
株式分割（183）	
株式無償割当（188）	
単元株制度（188）	
募集株式の発行等（199 など）	
新株予約権の発行（239 など）	
種類株主総会（322）	
合併等（749 など）	など

現行商法の新株発行・自己株式処分に該当する。